

## 伊方原発の再稼働中止を求める意見書

東京電力福島第1原発事故から7年、原因究明も尽くされず、事故収束の見通しもたっていない。この間、多くの原発が停止していても電力は足りており、原発がなくても日本は十分にやっつけられることが証明されている。住民と国民の安全を守るために再稼働中止、「原発ゼロ」の決断と再生可能エネルギーへの転換は急務といえる。

安倍首相は規制委員会が「適合」と認めた原発は再稼働させるとしているが、審査は安全を保証するものではなく、住民の避難計画や「集中立地」の危険については審査の対象外となっている。再稼働する場合の同意も、県と原発立地自治体だけであり、周辺の自治体からは異論もでており、この点を重要視するべきである。

四国電力は、伊方原発1、2号機の廃炉を決定し、昨年12月には広島高裁が、四国電力伊方原発3号機(愛媛県)の運転差し止めを命じる仮処分決定を下した。

阿蘇山(熊本県)の噴火による伊方原発への影響が指摘され、「立地は不適」と断じられた。これは、火山国・日本で原発を動かす危険性を司法が強く警告したものであり、再稼働に全く道理がないことを明確にしている。

唯一、存続する3号機は広島高裁の決定で今年9月末までは運転が禁じられているが、差し止め期限を過ぎれば再稼働が強行されるのではないかと多くの市民が懸念している。伊方沖を通る中央構造線断層帯や南海トラフによる巨大地震の危険性は重大であり、原発事故は大分県や大分市にとって対岸の火事ではない。発生すれば、その影響は計り知れないものであり、伊方原発の再稼働は到底認められない。以上のことから、伊方原発再稼働の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月 日

大分市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣

